

平成 16 年度 包括外部監査結果に対する対応

| テーマ・区分・内容 | 対応結果 | 備考 |
|---|---|----|
| 三重県の公有財産（出資による権利を除く）の管理及び平成 15 年度の取得並びに処分にかかる事務執行手続について | | |
| 公有財産に係る問題点の総括 | | |
| (1) 過年度包括外部監査及び監査委員監査の結果に対する対応について | | |
| <p>未利用土地については、平成 12 年度包括外部監査及び監査委員による定期監査で早期に処分すべき等の指摘を受けている。その指摘事項の対応について検討したところ、一部で担当者が交代し現任の担当者が指摘事項を把握していない、或いは定期監査結果に対し、毎年同様の回答（例：早期処分に努める）が行われている事例が発見された。包括外部監査制度や監査委員監査制度の意義を十分に認識し、対応を早急に改めるべきである。【指摘】</p> | <p>率先実行取組を活用した進捗把握と改善や事務引継についても、全庁的、統一的な取扱いを進めてきたところですが、確実に監査結果へ対応していくため、全庁的な改善の進捗状況を把握するとともに、総括室長、県民局副局長による経営企画会議での全庁的な情報共有や指示の徹底を行いました。</p> <p>また、引き続き監査委員監査による、対応結果公表後の継続した改善措置のフォローとも連携し、対応の徹底を図っていきます。</p> | |
| (2) 実質的に用途の終了した行政財産について | | |
| <p>行政財産はその用途を廃止すれば、普通財産に振り替えられ、原則総務局管財室長に引き継がれ、総務局管財室で一元的に管理される。しかしながら実質的にその用途が終了したと思われる行政財産を、担当室等でそのまま保有し続ける場合がある。これは、行政財産の用途を廃止し、普通財産に振り替えるためには、県公有財産規則第 21 条第 1 項に、所管する行政財産の用途を廃止した後の措置を文書で明らかにして、決裁を受けなければならない、としていることと無縁ではないのではないかと考える。</p> <p>つまり、当該条文に従えば、その後の利用もしくは処分の計画が明らかとならない限り行政財産としての利用が実質的に終わって県民の利益のために使用されなくなったにもかかわらず、普通財産への振り替えができず、そのまま保有せざるを得ない状況を生むといったことに繋がるのではないだろうか。</p> <p>県民総有の財産の有効活用といった観点からは、行政財産としての本来の用途が実質的に終わった後の不用な財産の適時処分に関し、どうすることが効果的であるか検討をしてみる価値はあると思料する。【意見】</p> | <p>行政財産から普通財産への振替については、各部局と緊密に情報交換しながら、適切な役割分担のもと、境界確定、測量の実施や建物の除却など有効な利活用ができる環境の整備を進め、その処分に努めているところ。</p> | |

個別検討結果

(1) 行政財産

1. 笹川警察官駐在所・室山警察官駐在所

平成16年3月31日付けで四日市市へ無償譲渡されたが、手続遅れにより行政財産として残ってしまった。【指摘】

平成16年11月25日付けで手続を完了しました。

2. 旧県公舎一身田1号敷地

袋地となっており、入居者がいなくなつてから30年間もの間、未利用地として残っている。有効利用のために隣接地所有者である津市との協議を促進すべきである。【意見】

津市有地と等価交換をするため、不動産鑑定士に調査依頼をするなどの作業を進めており、津市との協議を継続しています。

3. その他の公用財産

今回の包括外部監査で当年度の増減取引データの提出を求めたことにより、そのチェックの過程で、入力ミス等が判明し、今回適切に修正された部分もあると聞いている。
データの適正性のチェックは公有財産管理の基本であり、あまりにデータ修正が多いと公有財産台帳自体の信憑性に疑義が生じることになる。データ修正が多くならないよう適切な対応をとる必要がある。【指摘】

県有財産の適正な維持管理を図るため、管財室と各部局が今まで以上に緊密に連携することにより、相互にチェック機能を働かせ、正確な公表資料の作成に努めます。

4. 県公舎浜田1～5号・四日市港浜田職員公舎8,9号(普通財産)

当該敷地の一角に大型建設機械が、約20年間不法に放置されており、単なる大型ごみと化している。
当該土地は立地条件がよいため、有効利用が可能であり、売却することも十分可能と考えられ、この大型建設機械の不法放置問題を早急に解決する必要があると思われる。【意見】

関係機関と連携し、平成17年5月に不法放置の問題を解消しました。今後、四日市南警察署の職員住宅敷地として活用します。

5. 県公舎(塔世)

当該敷地のかなりの部分が河川区域として指定されているため、有効利用が図れない土地であり、早急に河川区域の見直し等を含めて協議を進め、有効利用を図るべきである。【意見】

河川区域の見直しについて、県河川室と協議が整い、平成18年度中に、国から譲与を受け、県公舎敷地と一体となった利活用を図ります。

6. その他の未利用職員住宅等

職員公舎、教職員住宅は警察官職員住宅のように管内居住を原則とするものではなく、また、民間住宅の供給が増え、道路事情が良くなつてきた現状においては入居者ニーズの面、コストの面から見てもその必要性が減少してきたものと考えられる。上記住宅のなかには、市街地にあり、売却可能性が高い土地も多く、また、売却により利益が生じる場合も多いと考えられる。未利用のまま放置しておくことは県有財産の有効利用の観点か

職員公舎の今後のあり方について、平成17年11月に「公舎のあり方検討委員会」を設置しました。今後、引き続き、職員公舎の具体的方向性や、有効活用等の検討を行います。
また、有効利用及び防災・防犯上等の観点から長期間空き家となっており、入居見込みのない未利用教職員住宅については、6棟6戸を取り壊すとともに、未利用となる財産については、行政財産としての用途を

| | | |
|--|---|--|
| <p>ら問題であり、積極的に処分することが望まれる。【意見】</p> <p>なお、職員公舎、教職員住宅については職員、教職員の福利厚生面の充実との観点から、いわゆる共済組合の投資不動産方式によって、建設しているものがかなり残っている。15～20年もたてば、相当価値が下落していることは確実であり、なかには入居者がいなくなって未利用財産となっている場合もありうるわけで、そのような建物が建設当時の価額で計上されてよいのか疑問である。公有財産の取得価額が適切に記載されているかどうか検討する必要があるものと思われる。【意見】</p> <p>金利負担の側面においても、投資不動産方式は現状においては決して有利な制度とは考えられない。</p> <p>投資不動産方式の是非、公有財産表への開示方法等も含めて検討が必要と考える。【意見】</p> | <p>廃止し、総務局への移管を行いました。さらに、1棟5戸については、有効活用の観点から警察本部に管理換えを行いました。</p> <p>今後も引き続き計画的に未利用教職員住宅の用途廃止を行っていきます。</p> <p>三重県公有財産規則第31条（台帳価格）により、公有財産台帳に登録すべき価格は、「購入は購入価格、寄付は評価額」と規定されていますが、投資不動産方式の建物については契約形態及び資金の償還方法等を考慮し、どの時点での取得価格が妥当なのか引き続き検討を進めます。</p> <p>今後、職員公舎の建替等が生じた場合には、予算担当室等と十分協議しながら、有利な制度の活用を図ります。</p> | |
| <p>7. 津商業高等学校</p> | | |
| <p>機械設備工事の取得価額の一部が「公有財産台帳」への登録漏れとなっていた。金額的な重要性は乏しいが、そのまま放置される危険性が高く、内部検証を行う体制を整備する必要がある。【指摘】</p> | <p>指摘事項については、既に追加修正済みであり、今後は取得価額の意義を十分に認識し、「工事台帳」と「公有財産台帳」との突合を行い、異動報告の際に金額の計上漏れや誤りが生じないように、適正な事務処理を行います。</p> | |
| <p>8. 旧員弁高等学校（未利用物件）</p> | | |
| <p>地元いなべ市との交渉は現在ストップしている。当該土地は、一般活用度も高く一般競争入札による処分も検討すべき時期ではないか。【意見】</p> <p>なお、当該施設用地の処分を前提に今後各関係機関に交渉を進めていくのであれば、財産区分を現在の行政財産から普通財産に振り替えるとともに、担当部局を教育委員会から総務局管財室へ移管し、処分に向けての適正な手続きを行うべきである。【意見】</p> | <p>当該土地の活用について、教育委員会と管財室とが連携をとりながら、地元自治会の要望も踏まえ、売却に向け、いなべ市と再度協議を進め、早期処分に努めていきます。</p> | |
| <p>9. いなべ総合学園高等学校</p> | | |
| <p>高額の県費を投入し整備された学校であり、次世代を担う人材を育てていくよう、教育に従事する人々は一層の努力をお願いする。【意見】</p> | <p>いなべ総合学園高等学校は、8つの系列を持つ単位制総合学科の高校であり、「夢をカタチに」というキャッチフレーズのもと、単位制総合学科の特色を生かした教育活動を教職員一丸となって推進しています。今後も生徒が多様な個性を伸ばし、進路希望を実現できるよう取り組んでいきます。</p> | |
| <p>10. 県営住宅高見ヒルズ</p> | | |
| <p>過去、2棟分の建物の面積、金額を誤って管理システムへ登録したための訂正である。</p> <p>今後は定期的、循環的に県有財産の正確性等を自己検証できる体制を整備する必要がある。【指摘】</p> | <p>県有財産の適正な維持管理を図るため、管財室と各部局が今まで以上に緊密に連携することにより、相互にチェック機能を働かせ、正確な公表資料の作成に努めます。</p> | |

1 1 . 長期滞納未収家賃について

未収家賃の継続的回収に努めるために、限られた人的資源を活用し、工夫を凝らして実施していく必要がある。【意見】

公営住宅が社会福祉の性格を有しているとはいえ、滞納家賃の回収に対しては厳格に対処すべき。場合によっては、生活保護など他の制度をもって救済すべきである。【意見】

現在入居者で長期家賃滞納金額が 4,661 千円もある。平成 1 6 年度から回収率は上がっているが、以前の対応に問題があったと考えられる。【意見】

平成 1 5、1 6 年度に国の行う緊急雇用促進事業を利用した滞納整理業務に引き続き、平成 1 7 年度は、県営住宅の管理委託先の三重県住宅供給公社に滞納整理班を設置し、退去滞納者に電話、文書、面談等により催促し回収を行ったほか、県土整備部住宅室においては、それらの対象者のうち滞納解消意識の認められない悪質な滞納者及びその連帯保証人に対して、「未払い賃料支払請求訴訟」を提起し、その判決をもって給料等の差押えを行うなどにより更なる回収をいたしました。

その結果、1 7 年度においては、未収家賃等の回収額を約 750 万円と見込んでいます。

今後とも公社と県土整備部住宅室で連携した滞納整理業務を行うことにより、未収家賃の継続的回収を行っていきます。

公営住宅の滞納家賃の回収にあたっては、社会福祉的要因のある入居者であっても、他の入居者同様の対処をしてきました。

また、滞納解消のための相談の中で、福祉制度の適用が受けられると思われる場合には、民生委員及び市町村の福祉部局へ生活面の相談に行くことを勧めるなどにより滞納原因の解消に努めてきました。

今後も、事務的に滞納整理を行うのではなく、入居者の視点に立った中で滞納原因の解消を第一に取り組み、それでもなお、誠意のない滞納者には法的措置等の厳正な対処をしていきます。

平成 1 4 年度までの滞納者に対する対応は、悪質な滞納者であっても裁判上の和解により本人の入居継続を認めた上で長期にわたる分納を認めていたもので、結果としてご意見の通りです。

この長期にわたる分納を認めている滞納者が、和解条項に従った支払をしている限り、早急な滞納解消はできませんが、支払が滞ることになったときは、和解条項に従い住宅明渡しと滞納家賃の一括払いで請求していく方針です。

この方針の下、1 7 年度においては、長期分納を認めていた入居者のうち、支払が滞ることとなった 1 5 人の入居者に対して、住宅明渡し及び滞納家賃全般の支払請求を行ったところ、このうち 1 1 名の対象者が 1,333,300 円の滞納家賃について全額一括納入があり家賃滞納を解消しました。

残る 4 名については、上記請求にも応じませんでしたので、明渡しの強制執行を断行しました。

1 2 . 県営住宅城山団地

用途廃止後、建物を取り壊し更地となった未利用地。活用価値は高いと

当該土地は、普通財産管轄部署である総務局管財室と協議を行い、所

| | | |
|---|--|--|
| 見込まれるため、一般競争入札による販売も検討すべき。【意見】 | 属替えを行いました。 管財室では、平成18年1月に一般競争入札を行ったところ、民間事業者が落札し、2月に売買契約を締結いたしました。 | |
| 13. 県営住宅二俣団地 | | |
| 用途廃止後、更地としたまま未利用。ロ-ブを張るための杭が折られ、区画内に、数台の車が不法に駐車していた。伊勢市との連携を図る等適切な対応が必要である。【意見】 | 直ちに杭を復元し新たに管理のための看板を設置しました。 当該跡地は、伊勢市が隣接する市営住宅用地として活用したい意向をもっており、現在、市において土地利用計画を検討しています。当面、当該跡地の適切な管理を行なうため、平成17年3月に伊勢市と使用貸借契約を締結しました。 | |
| 14. 県営住宅曙団地 | | |
| <p>建物は築後49年経過し、建て替えは行わずに供用を継続している。</p> <p>解体予定の1棟について、窓ガラスが破損し、防犯上の問題が認められた。</p> <p>使用中の1棟について、屋根のシートが剥がれた状態であった。が発見された。いずれも速やかな対応がとられている（予定を含む）が、管理の質を一層充実されたい。【意見】</p> | <p>当該建物は、平成17年2月に解体いたしました。今後こうした場合にあっては、防犯と事故防止の観点から解体までの管理に十分注意していきます。</p> <p>事故を未然に防ぐ観点から、県営住宅の管理を委託している三重県住宅供給公社に対して定期的な団地の見回りを指示し、見回りの担当者が不審に思う技術的な事象については、公社の一級建築士による点検確認を行っています。</p> | |
| 15. 公園概要 | | |
| 都市公園は供用までに大変な苦労があるが、整備され、供用された後の努力に欠けるところがありはしないだろうか。また、利用率向上のためには積極的なPR活動の実施が不可欠である。【意見】 | ホームページをはじめとする情報提供の充実、イベントの実施、またアンケートによる利用者の声の把握など都市公園を多くの県民の方々に利用していただくための取組を引き続き積極的に進めていきます。 | |
| 16. 大仏山公園 | | |
| <p>現地視察を行った際に、施設を利用している住民はほとんどいなかった。公園事業は整備だけで終えては、何もならないと認識すべき。【意見】</p> <p>当該公園に隣接して同様の施設を有する小俣町大仏山スポーツセンターが整備されていた。資源の効率利用の点から問題があったものと考えられる。【意見】</p> <p>当該地に隣接した三重県土地開発公社所有の工業団地予定区域も含めると55haの未利用地がある。この活用策を検討するために、「大仏山地域連絡協議会」を発足させているが、地元住民代表や産業界代表者、学識経験者等意見調整機能を持つ第三者の参加がない。実効性のある協議会にするにはこれらの人々の参加が不可欠である。【意見】</p> | <p>自然観察路の整備や多目的広場への複合遊具の設置など公園施設の充実を図り、17年4月に大仏山公園の全面開園を行いました。これに加え、イベントの実施やホームページの充実など利用促進に向けた取組を行ったところ、地域の保育所、幼稚園並びに小学校等をはじめとする各種団体の利用が増加しました。団体利用に関しては、平成17年度は12月末時点ですでに前年度を上回る53団体の来園があり、さらに、施設利用者数も平成17年12月末時点で約2万3千人を数え前年同月比で約3千人上回っています。今後も利用促進に向けた取組についてさらに積極的に講じていきます。</p> <p>県営大仏山公園がテニスコートや野球場を有するのに対し、大仏山スポーツセンターはキャンプ場やマウンテンバイクコースなど県営公園には無い施設を有し、それぞれに機能分担を図った公園整備が行われたことにより、来園者の目的に応じて公園が利用されています。一</p> | |

| | | |
|--|---|--|
| | <p>方、四季を通じて訪れる多数のウォーカーは、県営公園とスポーツセンターの連続性を利用したコースをウォーキングされています。このため、両公園の機能の連携強化による公園利用者の利便性向上のため、ホームページに情報をリンクするほか、大仏山公園管理事務所において大仏山スポーツセンターの利用に関しても案内するなどの情報提供を行い、さらなる利用者の利便性の向上を図ります。</p> <p>当協議会は、県、県土地開発公社、関係市町等の委員から構成され、地元住民の意向をふまえた協議、検討を行っています。</p> <p>平成17年度には、地元NPO、産業界、学識経験者等から活用策に関するご意見を拝聴したところであり、それらを踏まえて協議会で検討を進めました。</p> <p>今後は、更に各方面からの情報収集を行い、第三者の意見が反映されるように努め、県民の理解が得られるような活用策について検討していきたいと考えています。</p> | |
|--|---|--|

17. 北勢中央公園

| | | |
|--|---|--|
| <p>当該公園全体の中に未買収用地が点在する「虫食い地」となっている。過去の土地確保の手續が不十分であったと言える。用地買収が遅延することにより生ずるリスクを軽減するために、早急な対応が望まれる。【意見】</p> <p>現地視察時に、当該公園の利用者は皆無に近かった。他の公園で取られた施策を参考にし、利用率の向上を図るよう努力する必要がある。【意見】</p> <p>当該公園への進入路沿いに不法投棄されたゴミや廃棄物があった。公園管理者である三重県として、早期に適切な対応を取る必要がある。同時に、今後の予防策も検討すべきである。【指摘】</p> | <p>北勢中央公園は全体計画区域が約98haと広く、整備計画に基づき用地買収を進めてきましたが、「虫食い地」となっている現状を改善し、共用区域の早期拡大を図るため、短期整備区域（多目的広場や水のプラザを中心とした約30ha）を設定し、平成16年度から当地域の買収を集中的に行い、平成17年度に虫食い状態を解消しました。</p> <p>なお、中・長期に整備を予定している区域の虫食い地については、引き続き解消に向けて取り組んでいきます。</p> <p>パンフレットを新たに作成し、道の駅や公園沿線の鉄道駅での通学児童をはじめとする乗降客への情報提供により、公園利用率の向上に努めました。公園利用者数も平成17年12月末時点で約11万6千人を数え前年同月比で約2万8千人上回っています。</p> <p>また、地元ボランティア団体等による里山保全活動や自然観察会等の活動を引き続き支援するとともに、地元住民の参画により策定した基本計画に基づいて公園の整備を図り利用増進に努めていきます。</p> <p>平成17年2月に不法に投棄されたゴミの処理を行った後、平成17年5月に予防策として不法投棄禁止を訴える看板及び木柵の設置を行いました。さらに、不法投棄の監視も継続的に行っていることなどから、その後の目立ったゴミの投棄は発見されておらず、ゴミに関する通報等も無い状況です。</p> | |
|--|---|--|

18. 上野森林公園

| | | |
|---|--|--|
| <p>平成12年度包括外部監査の指摘を受け、担当部局は改善策を積極的に</p> | <p>平成12年度の包括外部監査により、外郭団体への委託業務の見直し</p> | |
|---|--|--|

| | | |
|---|---|--|
| <p>展開した。その結果、当該公園の利用率は向上してきている。ただ、道路標識への追加記載がされておらず、一考を要する。【意見】</p> | <p>についての指摘を受け、平成14年度から段階的に(社)三重県緑化推進協会への維持管理業務委託を減らし、平成15年度から県の直接管理により嘱託職員を配置し運営を行っています。</p> <p>また、利用者の利便性を高めるため条例を改正し、平成15年度から年末年始の12月29日～1月3日を除き常時開園するとともに、ボランティア等を構成員とする「モリメート」を活用した自発的な取組等による、利用者が直接参画する運営を進めています。</p> <p>さらに、月2回を目標に自然観察会等自然体験型の行事を開催するとともに、通年企画として「こどもクラブ」等を開催しています。また、ホームページへの情報提供も積極的に行うなど、利用者数は前年度とほぼ同数(4万2千人)となっており、前々年度に比べると32%増加しています。(4月～12月利用者比較)</p> <p>道路標識への追加記載については、森林公園に至る主要道である県道53号線(上野大山田線)と国道422号線(青山街道)には、平成13年度に自然環境課及び地域振興課により既存の道路標識への追加記載や看板の新設を行いました。</p> | |
| <p>19. 県立美術館</p> | | |
| <p>当該美術館の増改築工事のうちの、エレベーター工事の取得価額16,800千円が、「異動報告書」への記載漏れにより「公有財産台帳」へ登録されなかった。【指摘】</p> | <p>指摘事項については、既に追加修正済みであり、今後は取得価額の意義を十分に認識し、「工事台帳」と「公有財産台帳」との突合を行い、異動報告の際に金額の計上漏れや誤りが生じないように、適正な事務処理を行います。</p> | |
| <p>20. 木曾岬干拓地</p> | | |
| <p>平成32年度までの17年間に当該土地の取得と予定される整備に要する金額を合わせ、143億円もの支出が必要となる。一方、スーパー中樞港伊勢湾として四日市港も指定され、当該地域の果たす役割が高くなっており、これは当該土地を有効活用するための一大チャンスである。民間活力の積極的導入が必要である。【意見】</p> <p>また、県民のためにもっとも適切と考えられる軌道修正であれば関係者の理解を受けられるものとする。国等への働きかけが必要であるとともに三重県民のコンセンサスを得るためのPRも必要である。【意見】</p> | <p>木曾岬干拓地の有効活用については、干拓地の全体的な活用を視野に入れながら、総合的・広域的に検討するために、平成16年度に「木曾岬干拓地土地利用庁内連絡会議」を再度立ち上げ、これまでに2回の連絡会議と、3回の作業部会を開催し、検討を行っています。</p> <p>木曾岬干拓地は県民の大切な財産であり、今後その有効利用の検討を進める上においては、広く県民の意見を問うとともに、地元や愛知県等を含めた関係者の方々と改めて考えていく必要があると考えています。</p> <p>県民に対して、干拓地の土地利用に関する情報提供を行い、コンセンサスを得つつその検討を進めていくとともに、国とも必要な協議を行っていきたいと考えています。</p> | |
| <p>21. センター博物館用地(未利用土地)</p> | | |
| <p>現在、センター博物館構想は平成9年度より中断されており、“博物館整備検討プロジェクト会議”より教育委員会あてに提言書が提出されている。さらに、当該土地以外に三重県土地開発公社が取得した約2.7haの土</p> | <p>平成17年3月の「県立博物館整備にかかる当面の方針」により、暫定的に現博物館の改修整備と、収蔵資料を利用した県内での移動展示を開催していく準備を進めています。また、センター博物館用地の対応に</p> | |

| | | |
|--|--------------------------------|--|
| <p>地も未開発のまま残っており、問題が大きい。三重県民に対する説明責任からも、事業計画の早期決定と当該土地の早期取得が必要である。【意見】</p> | <p>についても、引き続き全庁的に検討していきます。</p> | |
|--|--------------------------------|--|

2.2. 鈴鹿山麓研究学園都市センター

| | | |
|---|--|--|
| <p>当該物件の利用率の低さについて平成12年度包括外部監査で指摘があり、三重県側が改善に取り組んだが、その成果が、利用率の向上には一向に結びついていない。特区や各種助成制度等の実行可能性を検証するとともに、本来の目的に沿った活用が不可能なら他の選択肢を早期に検証すべきとも考える。【意見】</p> | <p>当施設は、鈴鹿山麓リサーチパークの中心的施設として、また、科学技術に関する研究・開発支援等のための施設として位置づけられており、これまで、管理・運営を担当する科学技術振興センターとともに利用率向上のため、各種の取り組みに努めてきました。 しかしながら、近接地への研究機関の立地などについては、施設設置当初に想定していたものから大きく変化しています。 今後は、地元自治体など関係機関と連携して、他の選択肢を含めた当施設の利活用策について検討していきたいと考えています。</p> | |
|---|--|--|

2.3. 県有財産の火災保険加入状況について

| | | |
|--|--|--|
| <p>三重県の所有建物への火災保険加入基準は、平成9年度までと平成10、11年度並びに平成12年度以降（現在に至る）と変遷している。現在の基準は、県費削減の必要性から改定されたものであるが、加入基準の具体性、明確性に問題があるものとも考える。早急な見直しが必要である。【意見】</p> | <p>具体的で明確な加入基準の制定について、各都道府県の状況も踏まえて検討しましたが、保険料、給付等を総合的に勘案し、現時点においては現在の加入基準が妥当であると考えます。</p> | |
|--|--|--|

(2) 普通財産

2.4. 財産管理について

| | | |
|---|--|--|
| <p>普通財産は、公有財産規則において、原則、総務局管財室が所管することになっているが、境界未確定等の理由により、他の部局で所管されている物件は約半数ある。総務局管財室以外の部局においては、財産管理を主業務としていないため、財産管理に関する諸規則及び財産管理方法に熟知していない担当者も多く、問題事項が散見された。そのため、財産管理の具体的なマニュアルについて作成し、各担当者に指導を行い、財産管理の向上を図る必要がある。【意見】</p> | <p>各部局財産管理担当者に対し、財産管理の重要性について、周知徹底を図るとともに、財産管理に関する規程・方法等について指導、助言などを行い、適正な財産管理に努めます。</p> | |
|---|--|--|

2.5. 公有財産台帳の記載誤りについて

| | | |
|---|--|--|
| <p>公有財産台帳の記載誤りが多数発見された。公有財産台帳は県民が県有財産の実態を把握できる重要な資料で、監査委員監査の審査対象となり、議会の決算認定の対象である「財産に関する調書」の根拠資料であるため、早急に修正する必要がある。</p> <p>取得価額の記載誤り 総務局所管の榊原保養所神湯館（建物 2,848.39 m²）は、地方職員共済組合から無償譲渡されたとして、公有財産台帳上、取得価額をゼロと</p> | <p>指摘の件については、すでに修正しました。 平成17年2月1日付けで処分金額の公有財産台帳への記載方法を面積相当の簿価に改め、修正いたしました。今後は、同様の誤りが起こらないよう注意を払います。 指摘の件については、すでに修正しました。 公有財産台帳への記載漏れについては、昭和48年の廃川告示した区域に元々存在していた県有地が報告漏れとなっていました。平成17年2月1日付けで修正いたしました。今後は、同様の誤りが起こ</p> | |
|---|--|--|

| | | |
|---|---|--|
| <p>しているが、県公有財産規則第31条第2項に準拠すれば、当該建物の建造費で登録する必要があり、修正すべきである。【指摘】</p> <p>処分に係る記載誤り（海蔵川廃河川敷、磯津廃浜敷、日本国有鉄道清算事業団用地（尾鷲））</p> <p>普通財産を処分（売却）した場合、減少面積に取得単価を乗じて処分金額を算定しなければならないにもかかわらず、処分（売却）単価を乗じて、処理されている事例が次の物件で発見された。取得単価により、再計算をして、修正すべきである。【指摘】</p> <p>交換の登録漏れ</p> <p>総務局所管旧白山高等学校職員住宅は、平成15年度に病院事業庁一志病院職員住宅と交換したものの、手続失念により、公有財産台帳への交換登録が漏れており、修正すべきである。【指摘】</p> <p>過年度登録漏れ</p> <p>県土整備部所管鍋田川廃川敷は、公有財産台帳の平成15年度末残高は、面積11,589.75㎡、金額202,255千円と登録されているが、過年度における報告漏れにより、実際残高（面積17,006.00㎡、金額393,741千円）と著しく相違しており、修正すべきである。【指摘】</p> <p>また、公有財産台帳を査閲したところ、過年度において、報告漏れによる修正が多数見受けられた。財産管理を行う上で重要書類の一つである公有財産台帳について、適正な処理を行えるよう、指導徹底する必要がある。【意見】</p> | <p>らないよう注意を払います。</p> <p>今後は、県有財産の適正な維持管理を図るため、管財室と各部局が今まで以上に緊密に連携することにより、相互にチェック機能を働かせ、正確な公表資料の作成に努めます。</p> | |
|---|---|--|

26. 未利用土地の処分について

| | | |
|--|--|--|
| <p>未利用土地は、県民に対してサービスを提供していないばかりか、管理コストが発生しており、早期に処分もしくは利用されることが必須である。しかし、処分可能である物件にもかかわらず、処分手続が未着手の物件が見受けられたため、早急に処分手続を実施すべきである。</p> <p>処分可能・手続未着手物件 観音寺三重県用地の一部</p> <p>三重大学教育学部附属小中学校職員住宅敷地として貸付物件であったが、平成14年に貸付契約が解約となり未利用となる。将来売却予定の住宅地であるものの、公図混乱、国有地の介在等問題がある物件で現在手続未着手。計画的に当該問題を解消し、処分手続を行う必要がある。【意見】</p> <p>旧紀北寮敷地 一般競争入札後の売却残地で、排水路のみの物件である。尾鷲市へ</p> | <p>処分可能・手続未着手物件 観音寺三重県用地の一部</p> <p>平成17年3月から中勢沿岸流域下水道安濃幹線管渠工事用地として活用しています。</p> <p>旧紀北寮敷地 当該物件は機能のある排水路であることから、無償譲渡に向け、尾鷲市と協議しているところであり、平成18年度中に無償譲渡する予定です。</p> <p>旧末広職員住宅敷地・旧尾鷲公共職業安定所敷地 現在、土地家屋調査士を通じ、当該地権者と接触を試みており、協議が整い次第、境界の確定や測量等処分に向けた環境整備を進めます。</p> <p>旧王子谷職員住宅敷地 平成17年3月に一般競争入札を実施し、売却しました。</p> | |
|--|--|--|

無償譲渡予定の土地であるが、事務引継が悪く、譲渡手続が中断している。早急に譲渡手続を行うべきである。【指摘】

旧末広職員住宅敷地・旧尾鷲公共職業安定所敷地

職員住宅の廃止、職業安定所の移転により、未利用となった土地である。

これらの土地は、ホームセンターに隣接し、売却可能な土地であるものの、地図混乱地域であり、隣接同意の必要な地権者が失踪中のため、処分手続着手が不可能であったが、平成16年度に当該地権者の住所が判明した。処分手続を進めるべきである。【意見】

旧王子谷職員住宅敷地

職員住宅が用途廃止となり、未利用となる。

売却予定であるものの境界未確定土地であったが、現在、境界確定作業が終了しており、入札手続を進めるべきである。【意見】

処分可能・処分不調物件

(旧伊勢失業対策事務所・日本国有鉄道清算事業団用地(松阪))

複数回入札が成立しない場合には、例えば、予想される建物撤去費用や整地費用等といった金銭的なコストに加え、これに要する時間的なコスト(機会損失)をも勘案する等明確な理由による予定価格の引き下げは許容されてもいいものとする。このように購入者の立場も考慮した価格設定の検討が望まれる。【意見】

つぎに、広さや形状等、入札物件の条件と購入希望者の条件とのミスマッチが入札不調の原因として挙げられる。経済取引は、需要に見合う供給を行わなければ、成立しない。入札を行う際には、事前に情報収集をし、入札が成立するような条件(例えば、区画整理や建物の撤去等)を整えて行うことが必要である。【意見】

処分困難物件

一方で、袋地、道路敷、法面といった早期に処分困難で利用価値のない土地は、県民へのサービスに供されることがないにもかかわらず、管理コストだけは発生することから、今後は分筆売却や交換による処分の際には、このような処分困難な土地が残らないような配慮が必要である。【意見】

また、これらは処分できない以上、継続して三重県が保有することとなる土地であり、このような土地を不法投棄や崩落等の問題が発生しないようどのように管理していくか、具体的な手続を策定する必要がある。管理コスト削減のために、近隣自治体に対して家庭菜園等により利

処分可能・処分不調物件

(旧伊勢失業対策事務所・日本国有鉄道清算事業団用地(松阪))

旧伊勢失業対策事務所は平成17年8月に一般競争入札を実施し、売却しました。

日本国有鉄道清算事業団用地(松阪)については、平成18年1月に一般競争入札を実施しましたが、応札者はありませんでした。

なお、予定価格については、公有財産規則に基づき、三重県公有財産評価会議において価格評定を行っています。

処分困難物件

未利用土地の処分については、原則として分筆せず、残地ができないよう一団の土地として処分等を行います。

また、処分困難な未利用財産の活用を促進し、管理コストを削減するため、今後、意見にあるように地元自治体や近隣自治会に対する貸付等も視野に入れ、有効な活用方策を検討します。

なお、鈴鹿青少年の森交換用地については、市との協議により舗装要件が外され、平成18年1月に境界を確定の上、図面を作成し、2月に鈴鹿市へ無償譲渡しました。

また、三重大学農場交換用地については、津市と亀山市にまたがった土地で、その延長が長いこと、公図が混乱していること、隣接する地権者が多いことなどから、測量・図面作成に多大な費用を要するため、財政状況等を勘案しつつ関係市に譲渡できるよう協議を継続するとともに、定期的に現地確認を行うなど、適切な管理に努めていきます。

| | | |
|---|--|--|
| <p>用してもらふことも一つの案と考える。【意見】 (旧丸ノ内養正町駐車場敷地・旧尾鷲高等学校教職員住宅・旧職員公舎(上野3号の1)・旧公営企業基金保有地・鈴鹿青少年交換用地・三重大学農場交換用地・海蔵川廃河川敷・香良州廃浜敷・白谷川砂防工事資材置き場)</p> | | |
| <p>27. 賃貸料について</p> | | |
| <p>社団法人日本赤十字社は、日本赤十字法に基づく公的団体であり、献血等の血液事業等の公益事業を行っている。三重県では、血液センターとして利用する物件は公益事業に直接結びつくため、無償貸付を行っているが、事務局に利用する物件は有償貸付とし、駐車場に利用する物件は減額貸付を行っていることは、整合性が図られていない。【指摘】</p> <p>普通財産を貸し付ける場合、原則、有償貸付であるが、条例により、用途目的に応じて減額貸付もしくは無償貸付が可能となっている。しかし、条例は具体的に減額貸付もしくは無償貸付のできる場合を規定しておらず、かつ、明確かつ画一的な貸付基準は策定されていないため、担当者の判断に委ねられているのが現状である。その結果、貸付条件に整合性の図られていない事例が見受けられた。よって具体的な貸付基準を策定すべきである。【意見】</p> | <p>各都道府県の社団法人日本赤十字社に対する県有財産の貸付状況を調査したところ、無償貸付を行っている例が多く(30都府県)また、日本赤十字社法の趣旨を踏まえると、災害救助活動や献血活動等を業務とする極めて公益性の高い法人であると認められるので、平成18年度から社団法人日本赤十字社に対する県有財産の貸付は一律無償貸付とします。</p> <p>具体的な貸付基準の策定について、各都道府県の状況も踏まえ検討しましたが、現時点で、具体的な基準を策定することは難しいと考えます。今後は、法令等の規定により、財産の貸付において、地方公共団体が特別な配慮を要する場合に限り、無償貸付または減額貸付を個別に検討したいと考えます。</p> | |
| <p>28. 賃貸契約書の保管について</p> | | |
| <p>三重県職業能力開発センター、南伊勢職業能力開発センターについて、貸付契約書の保管がなされていなかった。契約書の保管について、徹底するとともに、次回契約更新時に再契約を締結する必要がある。【指摘】</p> | <p>南伊勢職業能力開発促進センターについては、契約更新時期にあわせて平成17年4月1日に改めて契約書を作成し締結しました。</p> <p>また、三重県職業能力開発促進センターについては、平成19年3月31日に契約更新時期が到来することから、その時点で改めて契約を締結することとします。</p> <p>なお、契約書の保管については、以後適切に行っていきます。</p> | |
| <p>29. 公有財産貸付台帳の不備について</p> | | |
| <p>普通財産を貸し付ける場合、公有財産貸付台帳を作成・保管する旨を規定しているが、健康福祉部所管の賃貸物件全件に公有財産貸付台帳が作成されていなかった。早急に作成すべきである。【指摘】</p> | <p>平成17年度より、健康福祉部所管の貸付物件全件について公有財産貸付台帳の作成を行いました。</p> | |
| <p>30. 旧上浜職員住宅敷地</p> | | |
| <p>平成12年度包括外部監査で指摘事項に対する対応が不十分であったため、現在も未利用である。県職員は、包括外部監査制度の意義を十分理解する必要があるとともに、当該土地の処分手続を早急に行うべきである。【指摘】</p> | <p>平成17年8月に一般競争入札を実施し、売却しました。</p> | |

3 1 . 旧県公舎（菰野 1 号）敷地（未利用）

当該土地の一部は隣接者が家庭菜園として利用し、不法占有された状態である。これについては、現在の状況から公舎で利用されていた当時の県職員が少なくとも黙認していたと判断され、かつ、その後の財産管理に不備があったものである。県職員に対する公有財産の利用に対する指導及び財産管理の強化が必要である。【指摘】
また、売却予定地であるため、原則、家庭菜園を撤去することが必要である。【意見】

現地査察等の回数を増やし、県有財産の状況を把握し、適正な財産管理に努めます。
家庭菜園は平成 1 8 年 2 月に占有者に撤去させ、問題を解消したところであり、平成 1 8 年 3 月に一般競争入札を実施しましたが不調に終わりました。今後、予定価格をさらに見直し、早期処分に努めます。

3 2 . 旧職員公舎（伊勢 1 号）

住宅密集地域という事情から火災等があった場合の隣接住宅への影響は甚大であると判断される。また、火災保険には加入しておらず、問題発生時には三重県の管理責任が問われるとともに損害賠償を請求される可能性がある。未利用建物の管理上のリスクを認識し、適切な対応を図る必要がある。【意見】
建築機材の運搬等が困難な土地であることから建物の取り壊し及び廃材の撤去・処分を行うには相当の費用が掛かると考えられる。例えば、建物を撤去することを前提として、予定価格を設定しているのであれば、入札者の撤去費用等の負担を考慮し、建物を取り壊した上で売却することも考えられる。【意見】
売却方針のある未利用物件には、管理上のリスク以外に管理コストも発生しており、早期に処分されることが県民の利益となる。担当部署だけでなく全庁的に早期処分を行うよう努力する必要がある。【意見】

未利用建物については、これまで、火災発生等による隣接住宅への延焼等管理上のリスクを回避するため、原則、建物を取り壊しの上、処分してきたところであり、引き続き従前の方針どおり進めます。
当該物件については、予定価格を見直し、平成 1 7 年 8 月に一般競争入札を実施しましたが不調に終わりました。今後、予定価格をさらに見直し、早期処分に努めます。

3 3 . 自然環境室管理地（未利用）

利用計画が策定していないまま寄付を受けたことにより、未利用となっている土地である。利用計画を策定した場合にのみ寄付等を受けるべきである。【指摘】
特に三重県の外郭団体から寄付及び無償譲渡を受ける際の実質的な手続について強化することが必要と考える。【意見】
当該土地への不法投棄及び急斜面の崩落による人的・物的な損害を与える危険性があり、三重県が管理責任を問われる可能性もある。
三重県は、当該土地を 5 年近く未利用のまま放置しており、早急に処分を含めた活用を検討すべきである。【指摘】

今後、県有財産を取得する場合にあっては、利用計画が策定されたものに限り取得するものとし、未利用のまま放置されることのないよう、部内に周知徹底を図りました。
また、利用計画が策定されたものに限り寄付等を受けることとし、事前に設置する部内検討会において確認することとしました。
当該土地を二分する形で、ほぼ中央部に四日市市の水道施設（圧力バルブ）があるため、この水道施設と一体的な活用を図ることを第一に考え、四日市市水道下水道局と協議を行いました。圧力バルブ等施設が土中にあることから、現時点での必要性は薄いとの回答がありました。
なお、当該土地は県道宮妻峡線に面し地理的条件がよいことから、四日市市税務理財部管財課と協議を行い、市役所内の他部局での利活用の要望等について協議を行っています。

| | | |
|---|--|--|
| <p>3 4 . 旧運河敷</p> <p>撤去交渉を行っているものの長期間石置き場として不法占有されている土地である。管理コストの負担、管理責任を問われるリスクを負っているため、交渉期間を区切り、不法占有物の撤去を行うよう努める必要がある。【意見】</p> | <p>不法占有者に対して、再三にわたる交渉を重ね文書指導を含めた撤去指導を行った結果、平成17年11月に不法占有物が撤去されました。撤去されたことで、売却することが可能となりましたので、旧運河敷の土地鑑定評価を行い、買い受け希望者に対し売却交渉を行った結果、平成18年3月1日に売買契約を締結することができました。</p> | |
| <p>3 5 . 白子港埋立地（未利用）</p> <p>当該土地は、当初の事業計画で鈴鹿漁業協同組合（同組合が購入できない場合は鈴鹿市）が一括購入する協定書を締結していたが、景気低迷による財政難のため、両者とも購入できず、三重県が未利用のまま保有していた土地である。しかし、漁業協同組合は漁業低迷により財政難と判断されるが、鈴鹿市は平成16年度より地方交付税不交付団体となり、財政難とはいえないこと及び維持管理コストを本来負担する必要のない県民が負っており、早急に鈴鹿市に買取を行うよう強く働きかけるべきである。【意見】</p> <p>三重県は、地方財政法等に抵触する恐れがあるため、三重県が今後も含め負担していかざるを得ないとしており、法的な問題から三重県が維持管理費を負担せざるを得ないとしても、実質的な負担者である県民のコンセンサスを得ることは難しい。この点からも当該土地の早期処分又は早期活用が急務である。【意見】</p> | <p>区画の一部については、ヨシエビ等の中間育成施設建設用地として平成17年10月に県農水商工部へ有償所属替を行いました。</p> <p>また、鈴鹿市漁業協同組合及び鈴鹿市に対して、売却交渉を重ねた結果、平成17年8月に一部を鈴鹿市漁業協同組合へ、平成18年1月に残りの全区画を鈴鹿市に売却しました。</p> | |
| <p>3 6 . 県道廃道敷</p> <p>当該土地は、不法投棄及び不法埋立が行われた土地であったが、三重県は管理体制の不備により看過していた。その後、「三重県公共土木施設パトロール等維持管理業務実施要綱（平成15年1月1日施行）」を策定し、道路区域の適切な管理を図るため、パトロールの強化を図っている。</p> <p>不法投棄等の早期発見・未然防止に更に努めるとともに、関係機関や県民との連携を検討することが思料される。【意見】</p> | <p>現在、道路区域や河川区域等への廃棄物の不法投棄対策として、各建設部職員による巡視、点検等による早期発見に努めており、廃棄物が投棄される恐れのある箇所、乗り入れ等に支障がない場合には、未然防止対策としてガードレールやフェンス、啓発看板等の設置を行っています。また、不法投棄物を早急に回収処分することにより、新たな不法投棄の防止に努めています。</p> <p>更なる対応としては、不法投棄の早期発見として、職員や郵便局職員等による道路損傷情報等通報体制の拡充を行っていきます。</p> <p>なお、引き続き、県土整備部関係室と県民局建設部で構成する「不法投棄等検討会」を開催し、不法投棄物の処理方針、処理方法等のマニュアル化を進めていきます。</p> | |
| <p>3 7 . 旧県立大学職員公舎</p> <p>津市に対して海水浴場の駐車場目的として、無償貸付している土地である。現場視察の結果、三重県に報告もなく、契約目的外の津市の工事関係</p> | <p>廃車の不法投棄については、津市を通じ、解消しました。</p> <p>今後は、現地査察等の回数を増やし、管理状況の正確な把握に努めま</p> | |

| | | |
|---|---|--|
| <p>車輛の駐車場として利用され、かつ、廃車の不法投棄も発見された。津市に対して、厳重に指導・注意するとともに、廃車について早急に対処すべきである。【指摘】</p> <p>また、物件の所有者として三重県は、賃借人である津市の管理状況について今後、適正に実施しているかを確認すべきである。【意見】</p> <p>さらに、貸付料の算定についても、海水浴シーズン以外にも利用されていた事実があることから、今後見直しを図る必要がある。【意見】</p> | <p>す。</p> <p>また、海水浴場の駐車場として利用しない時期は不法投棄や目的外使用に対処するため、パトロールの回数を増やすなど適正な措置を講ずるよう津市を指導しました。</p> <p>貸付料については、津市と改善に向けた協議を進めています。</p> | |
| <p>38．桑名公共職業安定所</p> | | |
| <p>当該物件は桑名公共職業安定所にある自転車置き場及び格納庫である。三重県は、無償貸付を行っているとの判断であるが、貸付契約は締結されていなかった。早急に締結すべきである。【指摘】</p> <p>当該物件は、有償で貸付するか、もしくは、知事の許可を得て無償で貸付するかの事務手続を行う必要があったと判断される。担当部局は、県有財産の貸付契約の締結及び更新について、チェックできるシステムを構築すべきである。【指摘】</p> <p>また、格納庫については、同所により撤去されており、現存していなかった。財産管理が不備であった。財産管理の重要性を認識するとともに、早急に財産管理規程等を作成し、遵守すべきである。【指摘】</p> | <p>三重労働局に対し、物件を有償で貸付けることに関して協議を行い、貸付契約の締結に向けた事務手続を進めています。</p> <p>県有財産の適切な管理手続等を定めた財産管理規程等を作成しましたので、今後は同規程に基づき、契約更新等の適切な事務手続を行っていきます。</p> <p>今後は同規程を遵守し、定期的な現状確認等により適切に県有財産を管理します。</p> | |
| <p>39．旧上野職業訓練校</p> | | |
| <p>当該物件は、昭和51年4月から無償貸付しているものの、担当者の更新手続失念により、平成9年4月1日から契約が更新されていなかった。【指摘】</p> <p>また、老朽化、耐震的にも問題があるように判断され、地震等による人的な被害等が発生すれば、所有者である三重県に対する責任追及は免れられない。また、建物の取り壊しの際には撤去費用は所有者である三重県が負担することとなる。これらの点に鑑み、三重県が当該物件を所有している必要性はないと判断される。撤去費用も考慮すると当該建物の資産価値はないことから、今後は同訓練校に無償譲渡することも検討する必要があると思われる。【意見】</p> | <p>平成16年11月22日に改めて契約書を作成し締結しました。</p> <p>また、建物の譲渡については、鑑定評価額で譲渡することで阿山建築高等職業訓練校と協議を進めています。</p> | |
| <p>40．三重県社会福祉会館（賃貸）</p> | | |
| <p>当該物件は、財団法人三重県老人休養施設管理センターへ無償貸付している物件である。以下の問題が発見された。</p> <p>貸付契約書の貸付面積及び公有財産台帳の面積の双方に誤りがあった。早急に修正すべきである。【指摘】</p> <p>同財団法人が無償貸付している入居団体の事業内容は、会館の設立目的である三重県の社会福祉事業の効率的展開を図るとは認めがたいも</p> | <p>指摘をうけて平成16年12月9日付けで貸付契約を変更し、公有財産台帳を修正しました。</p> <p>会館への福祉関係団体の入居については、公有財産の効果的・効率的な活用の観点から入居基準を明確にするとともに、平成17年度から会館入居団体との財産貸付事務を三重県が直接行い、施設管理の適正化を図っています。</p> | |

| | | |
|--|---|--|
| <p>のが見受けられた。設置目的にあった入居団体の基準を設定し、三重県が直接契約主体となる必要がある。【指摘】</p> <p>同財団法人は、三重県から無償で財産を借り受けているにもかかわらず、有償で転貸している。本来、三重県の歳入となるべきものが同財団法人の収入となっており、県民の利益を阻害している。早急に是正すべきである。【指摘】</p> <p>全庁的にも、無償貸付及び無償使用許可している県有財産が有償で転貸されているか否かを検証すべきである。【指摘】</p> <p>現場視察の結果、倉庫として利用されている場所には、従前利用されていた厨房器具や従前利用していた入居団体の備品や書類が放置されていた。公有財産の有効活用の観点から早急にこれらを撤去すべきである。【指摘】</p> <p>運営が財団法人に委託されている同会館の会議室の利用状況は総務局管財室に報告する必要がない。このため、県有財産の有効活用が図られていないと言える。同会館等のように県庁から近いところにあり、交通の便がよい県有財産の有効活用のためには、総務局管財室により、利用状況を一括管理できるようなシステムの構築も検討されることが望まれる。【意見】</p> <p>財団法人三重県老人福祉休養施設管理センターは、三重県社会福祉会館の管理運営を事業として行っているものの多数の不備がある。これは、同財団法人の管理体制が不十分であったことが直接的な理由であるが、このような不備を看過した三重県同財団法人に対する監督・指導の欠如も一因である。管理運営を他の入居団体へ移管することが検討されているが、今後の同会館の管理運営について、同様の問題が発生しないよう適切な団体を管理者と指定し、三重県が財産管理者として積極的に関与するように検討すべきである。【指摘】</p> | <p>平成17年3月末で財団法人三重県老人福祉休養施設管理センターは解散しましたが、指摘を受け、平成17年度から県が直接財産貸付を行うとともに、県で収入しています。</p> <p>また、全庁的に調査を行った結果、指摘内容の県有財産は、当該財産以外にありませんでした。</p> <p>利用室の変更にもなう従前の入居団体の放置物品については、平成17年1月末に撤去させました。</p> <p>旧調理室の厨房設備については、平成18年度耐震化工事に合わせて撤去します。</p> <p>公共的団体等へ業務管理委託がなされている場合は、会議室等の有効活用については独自で努力がなされるべきものと考えます。</p> <p>会議室予約システムを活用した情報提供ができるかどうかについては、現行システムの変更の可能性等について、関係部局及びシステム開発業者等と連携を取り、引き続き検討します。</p> <p>平成17年3月末、財団法人三重県老人福祉休養施設管理センターの解散にともない、4月からは会館入居団体との財産貸付契約を県が直接行うとともに、社会福祉関係入居団体のなかで中核的位置を占める県社会福祉協議会へ会館維持管理業務を委託しています。</p> | |
| <p>4 1 . 旧職員住宅 (高茶屋)(賃貸)</p> | | |
| <p>社会福祉法人夢の郷との貸付契約の対象は、建物のみであり、土地については契約が締結されていない。現場視察を実施した結果、家庭菜園等に利用されており、土地についても賃貸契約を締結する必要がある。【指摘】</p> <p>当該物件は、精神障害者地域生活支援事業に供されている。老朽化、耐震性等リスクある物件を貸付けることは問題である。三重県は当該事業に重要性を認めているのであれば、建物の補強もしくは建替えについても検討する必要がある。【意見】</p> | <p>土地については、平成17年4月1日に貸付契約を締結しました。</p> <p>建物については、今年度、当該法人与移転をする方向で協議してきましたが、法人に移転先を確保できる見通しがないため引き続き検討することとしています。</p> | |
| <p>4 2 . 国立療養所鈴鹿病院多目的客室 (賃貸)</p> | | |
| <p>県有財産としての担当部局の認識が乏しかったため、管理がなされてい</p> | <p>物件所在地の所有者である「国立病院機構鈴鹿病院」と協議を行い、</p> | |

| | | |
|--|---|--|
| <p>なかった。今後は、財産管理を徹底する必要がある。【指摘】</p> <p>当該物件は国立療養所鈴鹿病院重症心身障害児親の会が利用しており、実質的には貸付物件であり、かつ、昭和44年に建設され、築後30年以上経過している木造家屋であるにもかかわらず、火災保険にも未加入であった。不測の事態が発生した場合、三重県に対して責任追及されるのは必須であり、保険の加入も検討すべきである。【意見】</p> <p>老朽化した物件であり、資産価値はゼロと判断されるため、実質的な利用者である重症心身障害児親の会に対して無償譲渡することも検討する余地があると考えられる。【意見】</p> | <p>適切な財産管理をしています。</p> <p>火災保険については、総務局管財室と加入にかかる協議を行い、予算措置を講じました。</p> <p>また、親の会、鈴鹿病院と協議を行い、無償貸付契約を平成17年4月1日付けで締結しました。</p> | |
|--|---|--|

| | | |
|---|---|--|
| <p>43. 旧久居土木事務所美杉出張所</p> | | |
| <p>当該物件は、美杉村に平成5年4月以降無償貸付されているものの、平成10年4月1日から平成16年3月31日まで貸付契約の更新がなされていない。【指摘】</p> <p>三重県による更新手続きのチェック漏れ及び美杉村の貸付申請書の提出漏れという事務手続きを失念したことが未更新の原因である。平成16年4月1日付けで貸付契約を締結し、現在は問題ないものの、契約更新の管理体制について見直しが図られた訳ではないため、チェック体制を強化する必要がある。【意見】</p> <p>また、貸付物件で、かつ、職員住宅として利用されているにもかかわらず、火災保険に加入していない。火災発生時のリスクヘッジのため、三重県もしくは美杉村で加入手続きをとる必要がある。【意見】</p> | <p>平成16年4月1日から平成17年1月31日までの無償貸付契約を締結し、貸付期間満了後、総務局管財室に所管替えを行いました。</p> <p>その後、管財室において、美杉村との間に平成17年2月1日に当該物件の無償譲渡契約を締結し、三重県から美杉村へ譲渡しました。</p> <p>今後は、同様の誤りが起こらないよう無償貸付契約を締結する場合は台帳の作成を徹底し、年度末に県土整備総務室から関係地域機関へ照会を行い、台帳の記載内容等の更新確認を行います。</p> | |

| | | |
|--|---|--|
| <p>44. 島崎職員住宅（その他）</p> | | |
| <p>当該土地は、公有財産台帳に普通財産として登録されているが、職員住宅用地として公共の事業に供しているため、行政財産として登録すべきである。【指摘】</p> <p>当該物件には、投資不動産方式により、地方職員共済組合から三重県が資金融資を受け、職員住宅を3棟建設している。当該資金融資は、現在の市場金利に比し、高金利であるため、利息負担額が多額となっている。そのため、当該物件に係る平成16年度末の未払残高を一括返済した場合の利息負担額を簡便的に試算すると約44百万円コスト削減が可能となる。早急に一括返済の検討を行うべきである。【意見】</p> <p>過年度において一括返済について検討し、実行していれば、更なる三重県の財政負担が軽減されたと判断される。過去においては意義のある制度だとしても、経済情勢の変化等時代の経過に伴い、その意義は薄れ、あまつさえ、弊害を生み出すこともありうる。確かに、合規に職務を執行していれば、問題はないものの、県財政が困窮している現状、職員がコスト削</p> | <p>指摘の件については、すでに修正しました。</p> <p>過去において、一括返済についても、検討してきたところではありますが、より一層厳しい財政制約の中で、困難な状況にありました。</p> <p>財政状況は以前にも増して厳しい状況にありますが、今後も引き続き計画的に繰り上げ償還できないか検討を進めます。</p> <p>また、これまで、費用対効果など経営的感覚を取り入れたコスト意識の醸成を図ってきたところですが、今後とも職員のコスト意識を高めていきたいと考えます。</p> <p>財政状況は非常に厳しい状況にありますが、関係部署と連携をとりながら、今後も引き続き計画的に繰り上げ償還できないか検討を進めます。</p> | |

減の意識を持って職務を遂行するような意識改革が望まれ、かつ、その職務遂行が評価されるような組織となることが必要と思われる。【意見】

(参考)

さらに、地方職員共済組合、警察共済組合及び教職員共済組合において、投資不動産方式による平成16年度末の資金融資残高について、同様に一括弁済した場合の利息負担額を試算すると約5億円のコスト削減が期待される。各共済組合に対する一括弁済について三重県は早急に検討するべきである。【意見】

(3) 有価証券

45. 公有財産表について

平成15年度中に減資を実施した会社が2社あり、その所管する室等が違っていたことから管財室への報告が統一されず、その結果、同じ事象が起きた2社について、平成15年度末の「公有財産表」においてはその異動及び年度末残高に関し異なった表示によって公表されてしまった。三重県の公有財産規則は第31条5号で公有財産台帳に登録すべき価格は、「額面金額」又は「出資金額」とすると定めるのみで、異動については何も規定していないが、同じ事象に関して異なった報告がなされることは問題であり、取扱いを明確にすべきである。【指摘】

有価証券の異動にかかる取扱いについては、「公有財産台帳の記入要領について(通知)」を各部局に周知徹底させるなど、適正な財産管理を進めます。

46. 基本姿勢に照らしその保有に疑問のある有価証券

三重県が保有するメディア関係株式のうち中部日本放送(株)及び東海ラジオ放送(株)の県外2社の株式保有の意義は取得時から比べれば薄れてきている。今後も持ち続けることについて、その理由を県民に対し説明する責任が生じることを十分に認識することが必要であると考えます。【意見】

指摘いただいた株式保有については、県民に対し説明責任が生じることを十分認識しています。こうした中、大規模災害時にはFM波では届かない県内地域への半年以上にわたる「緊急情報や生活情報」の伝達のためにはAM波の情報媒体を確保しておくことが重要と考えています。また、県境を越えた人、モノ、情報の交流が活発化する中で広域情報媒体を確保することは県民の利益に繋がると考えています。

このような県民生活の状況などの変化を勘案するなかで、県政情報の効果的な発信も含め総合的に検討していきたいと考えています。

47. 資本の欠損或いは債務超過の出資先企業について

出資先企業のうち、資本の欠損或いは債務超過のものは銘柄数で約半分以上に上る。当該企業が倒産すれば、当然に県民の税金の使用といった観点からは説明を求められるものである。少なくとも4分の1以上の出資をしている相手先については、経営環境等を含めての真摯な検討が必要であり説明責任を認識しておくべきである。【意見】

・農水商工部所管で4分の1以上の出資をしている企業は2社あります。2社は、本県の基幹食肉処理施設として、畜産業・食肉産業の要であり、県民への安全な食肉の安定的供給、県産牛・豚のブランド化や地産地消の推進にとって重要な役割を担っています。

県は筆頭株主として、2社に対し、経費削減・集荷拡大・技術向上等の経営改善を指導するとともに、市町村等他の株主と協力して経営支援を行い、15年度以降は2社とも赤字から黒字転換を果たし、うち1社

については16年度に累積欠損金の解消を行いました。
株式会社サイバーウェイブジャパンについては、筆頭株主として経営に関与し、経営再建に取り組んでいます。平成16年度は、不採算部門から撤退し、減資を行ない累積欠損金を一掃した結果、黒字化しました。平成17年度においても、経営計画の黒字決算を達成する見込みです。今後も、健全経営することで県民や株主の信頼回復に努めていきます。

48. 三重県としての今後の対応について

三重県の出資先法人の株式取得後、株主としての関与度合いを質問形式で各担当室等に尋ねたところ、殆どの回答で当該出資先企業の今後あるべき方向性に関して明確な記述はなかった。主要出資法人、特に含み損を抱える企業に対して積極的に関与していく必要がある。関与の内容は単に過去の決算書の分析にとどまらず、当該企業の事業に係る将来性等を含めたものでなければならない。

4分の1未満の出資先に関してはその再建計画に県は主たる役割を發揮できないと思われる。

当初は必要性があるとして出資した株式であっても将来性のない事業であれば所有し続けることに何もメリットはないのではないか。実質価格の下落に対してはどのような対応をしていくのか等、三重県としての立場を明確にしておく必要がある。表に現れない損失が将来の県の財政を圧迫することを考えれば、売却処分、或いは三重県としては当該企業の事業から撤退することも選択肢の一つである。【意見】

・総合企画局においては、メディア関係の株式を保有しており、上記で指摘のありました中部日本放送(株)、東海ラジオ放送(株)のほか、県内外のメディア関係株式会社4社の株式を保有しています。

これら4社の内、県内メディア3社(三重テレビ放送(株)、三重エフエム放送(株)、(株)伊勢新聞社)については、情報媒体を確保することで県民生活の利便性や安定性に寄与し、また、残る1社(株)NHK中部ブレイズについても、地域文化の活性化等、地域振興を図る上で株式を保有することは意義があり、今後も引き続き保有していきたいと考えています。
・農水商工部が4分の1未満の出資をしている企業は4社あります。

意見をいただいた4社のうちの1社は、鶏卵の市場からの買い上げや販売により、全国的な鶏卵価格の安定を図る事業を行うため設立されており、公益性が高く将来とも必要です。

現在、経営改善のために人件費削減等の取組が行われており、県として引き続き注視していきます。

また、他の3社につきましても、減資による財務体質の改善や経営内容の見直しを行っています。この3社は、地域経済等への影響が考えられますので、慎重な対応が必要なことから、引き続き個別の出資法人ごとに必要な対応をしていきます。

・紀伊長島レクリエーション都市開発(株)については、平成14年度からの新体制による経営となって以来、3年連続の黒字経営になりました。

平成15年度の減資により累積欠損金を解消、今後とも黒字会社として健全経営が見通せること、さらに、熊野灘臨海公園内のオートキャンプ場、海水浴場等のレクリエーション施設の運営を手がけるなど、地域振興の面での役割が期待されていることなどから、紀伊長島レクリエーション都市開発(株)への関与を続けていきます。

(株)鳥羽港湾センターは、市民や観光客が利用する海上交通の一元的なサービスの提供を目的に設立され鳥羽港の振興に寄与していることから、地方港湾鳥羽港を管理する三重県としても当面は引き続き保有していきます。

なお、紀伊長島レクリエーション都市開発(株)及び(株)鳥羽港湾センターの将来の事業の取組方針などについては、引き続き関係者間で協議を進めていきます。

・関西国際空港株式会社については、経営改善により、平成17年度中間決算では16年度に引き続き黒字が達成されました。また、平成19年の2本目滑走路の供用開始を目指して、工事が進められているところです。

中部国際空港株式会社については、平成17年度中間決算では黒字を達成されました。

中部国際空港連絡鉄道株式会社は、第二種鉄道事業者からの路線使用料が主たる収入であり、長期収支計画では、単年度黒字転換は開業13年目となっています。また、17年1月から本格営業を開始し、17年度に利便性の向上や輸送力増強に対応するため、3線目路線増強工事に着手されたところです。

株式会社津サイエンスプラザについては、地方拠点法の趣旨に基づき、中勢北部サイエンスシティに立地する企業の業務支援等を行なうため、地域公団(現在の中小機構)、津市等とともに出資し、設立した組織です。このため、今後も経営改善に向け、施設内にある起業家支援室・賃貸オフィス等の稼働率向上を図るべく、中小機構や津市等と連携し、支援してまいります。

ブロードバンドネットワークを活用した広域連携政策を実現していくために、岐阜県が中心となって設立したジーシーアイエックス株式会社については、創業3期目の平成16年度決算で累積欠損金を解消し、平成18年3月の臨時株主総会で会社の解散を決議しました。今後5月の定時株主総会を経て出資額の約1千万円が返還される予定です。

(4) その他

49 「山林」について

地球環境・自然環境に寄与し、水源をかん養し、土砂災害・山地災害を防止し、広く県民に安らぎを与えてくれる山林は、単に立木を伐採して得られる経済効果だけではない計り知れない力と大きな役割を持っている。

公共財の中の「環境財」として捉え、県民と共にこれを育てていく必要があるものと考えます。

従って、山林に何らかの形で従事している方々や間接的に関連のある人々だけではなく、広く県民に理解を深めてもらうための啓蒙・教育・実践の場をより積極的に展開し、県民に対して具体的に提供していく必要がある。【意見】

森林の水源をかん養する働きや地球温暖化を防止する働き、山地災害を防止する働きなど様々な森林の恩恵について、県民説明会の開催やホームページ等を利用して啓発を行いました。

また、森林学習歩道やビオトープの整備など森林環境教育のためのフィールドの整備や森林体験活動を進めるなど、県民の森林に対する理解を深める取組みを行いました。

5 0 .「物件」について

過去三重県では、厚生年金保険積立金還元融資による中小企業従業員住宅建築制度を68企業に適用した。うち、2企業については現在も実質建築代金の未回収金額を意味する未収家賃が残っている。同じ轍を踏まないよう、十分な配慮が必要である。【意見】

当該貸付事業は、昭和49年度に廃止しました。今後は、このようなことがないように、事業採択にあたっての厳格な審査に努めるなど、適切な事業執行を図ってまいります。

また、未収金については、今後も定期的に催促をし、回収に努めます。なお、このうちの1企業については、平成16年7月13日に裁判上の和解が成立したことから、当該和解条項に基づいた処理を進めます。

5 1 .「無体財産権」

無形の財産権の権利保護が強化されてきている現在、担当部局では知的財産に関する管理の諸規定、マニュアル等の整備を進めている。先ず、管理台帳への記録の記入を完備する必要がある。またさらに、無形の財産に係る情報管理に関しても慎重かつ厳密な取扱いが、より重要となる。【意見】

特許等の無形の財産は、県公有財産規則等により、当該事務を所掌する室等又は地域機関に所属しており、その管理事務は、室等の長又は地域機関の長が行うこととなっています。

科学技術振興センターでは、平成16年9月末に、「三重県科学技術振興センター知的財産方針」と「知的財産管理事務取扱マニュアル」を策定し、科学技術振興センターに所属する特許等についての管理の諸規定、マニュアル等の整備を行いました。

これらのマニュアル等に基づき、台帳整備については、特許庁への出願時に案件ごとの「特許等管理台帳」を作成することとし、特許の出願、取得、維持、実施許諾等に係る経過と収支を記入して、記録の完備を図っています。

特許権等の無形の財産に係る情報管理に関して、知的財産方針においては「秘密の保持と知的財産の管理」の項で秘密保持の重要性と適切な管理の必要性を定めており、さらに、知的財産管理事務取扱マニュアルにおいては、共同研究契約書、共同出願契約書等で記載例を示して的確な情報管理が行われるように契約することとしています。

また、平成17年度は、知的財産に至るまでの研究内容の情報漏洩を科学技術振興センターの最重要リスクの一つとし、研究推進マニュアルの検討や職員への啓発等、対策に努めています。

| テーマ・区分・内容 | 対応結果 | 備考 |
|--|---|----|
| ・ 滞留貸付金に関する管理事務執行状況について | | |
| 1 農水商工部における個別詳細検討結果 (1) 農業改良資金 | | |
| 審査手続に関する指摘及び意見 | | |
| 審査過程が読みとれない。 | | |
| <p>貸付申請書の経由機関の意見を記載する欄には「適当」との記載とごく簡単な理由が記載されているのみであり、適否を判断した過程が読み取れなかった。明確なチェックリストやガイドラインを作成し、事業計画の妥当性・貸付金の回収可能性の統一的基準による判断を確保することが望まれる。</p> <p>同様に、県としては金融上の問題は農協の意見を全面的に信頼する姿勢をとっており、県からの判断基準は特に示していない。延滞により被害を蒙るのは県側である以上、少なくとも判断根拠を確認することが望まれる。【意見】</p> | <p>平成14年度に国の制度改正に伴い、県から農業者に直接貸し付ける方式(直貸)ではなく、原則として県は農協等融資機関に貸付し、農協等は貸付を受けた利率、償還期日等と同じ条件で農業者に貸付する方式(転貸)とするよう改めたことにより、延滞になっても県のリスク負担はなくなりました。返済の可能性等融資審査については、農業者に貸付を行う農協等が審査し、県では制度に合致した事業内容であるのかを審査するという体制となりました。</p> <p>また、その改正の際、申込みに当たっては過去3カ年間の決算書を提出させるよう改めています。</p> | |
| 融資後の手続に関する指摘及び意見 | | |
| 債務者の経営状況の把握を定期的に行っていなかった。 | | |
| <p>債権保全の観点からは、債務者の決算書を定期的に入手し経営状況を把握する必要がある。</p> <p>転貸による貸付方式に移行後は每期債務者の決算書を入手するよう改善されたが、過去に直貸により貸し付けた債権で現在残高のあるものに関しても、延滞の有無に関わらず帳簿作成を促し、定期的に決算書を入手することが望まれる。【意見】</p> | <p>転貸による貸付方式への移行後は、原則として簿記記帳を行っている者に貸付対象を限定しているため、決算書の入手は比較的容易ですが、移行前は簿記記帳の有無を貸付の条件としていませんでした。</p> <p>このため、すべての農業者からの入手は困難であったものの、経営状況の把握に努めています。</p> | |
| 債務者の不動産の処分状況の把握を定期的に行っていなかった。 | | |
| <p>債務者の不動産の処分状況や他の債務についての情報は、強制執行を含めた返済可能性を検討する段階でしか入手されていない。そのため、処分可能な資産を調査する段階では既に多重債務者となっており、強制執行を行ったところで県が得られるものは何もないというケースもみられた。債務者の不動産処分状況についても延滞発生後は定期的に入手することが望まれる。【意見】</p> | <p>延滞発生後には不動産処分状況に関する情報を早期に入手するよう努めています。</p> | |
| 分割回収している間においては現住所等の調査を実施していなかった。 | | |
| <p>すべての債権について、据置期間内または分割回収が行われているうちは現住所等の調査を実施している形跡が見られなかった。据置期間内からの定期的な現住所の調査が望まれる。【意見】</p> | <p>農業者は農地・施設等を所有している者が多く住所地を移動する者は比較的少ないため現住所の調査を行っていませんでしたので、所在が不明確との情報があつた場合には早急に現住所等の調査を行っています。</p> | |
| 債務者の事後的な支援体制が不完全である。 | | |

| | | |
|--|-----------------------------------|--|
| <p>担当普及員が適宜訪問して経営・技術指導を行うこととなっていたが、普及員の不足もあり、定期的に全件訪問できる状況ではなかった。貸付資金の運用効果を高めるためにも、貸付先については優先的に経営指導を行うことが望ましい。【意見】</p> | <p>農協等関係機関と連携し、貸付先の支援を図っています。</p> | |
|--|-----------------------------------|--|

| | | |
|--|--|--|
| <p>延滞後の手続に関する指摘及び意見</p> | | |
| <p>一部の連帯保証人としか交渉していなかった。</p> | | |
| <p>すべての連帯保証人について資力を調査する必要がある。また、連帯債務の意味について貸付時に十分説明するとともに、心情的理由からの支払拒否に対しては法的手段に訴えるなど、厳格な態度を示すことが望まれる。【意見】</p> | <p>すべての連帯保証人について資産及び支払能力の調査を行った上で、債権回収を進めています。</p> | |

| | | |
|---|---|--|
| <p>回収が長期にわたり、債権の完全な回収が不可能となっている。</p> | | |
| <p>現在の回収状況から鑑みて完済までに長期（50年以上）を要すると予想されるものがあつた。これらの債権は完全な回収が困難と予想される。債権回収計画を見直して回収不能見込額を算定し、回収不能部分については不納欠損処理を行うことが望まれる。【意見】</p> | <p>資産及び支払能力の調査を行った上で、回収可能な額は回収し、回収不可能な額については不納欠損処理を検討しています。</p> | |

(2) 沿岸漁業改善資金

| | | |
|---|--|--|
| <p>審査手続に関する指摘及び意見</p> | | |
| <p>連帯保証人が不足していた。</p> | | |
| <p>3名の連帯保証人が必要と判断できる貸付において、実際の保証人は2名であり1名不足しているケースが1件あつた。「債務者の収入状況から債務者に支払能力があると認められ、連帯保証人は1名でもやむを得ない。」と判断したものであり、さらに債務者の延滞を受けて平成15年3月末に連帯保証人を1名追加しているが、規則通りに当初から連帯保証人を確保すべきであつた。【指摘】</p> | <p>平成15年度において、審査体制を大幅に見直し、債務者及び保証人の与信審査の精度を向上させました。具体的には審査段階において債務者の過去2年間の決算書又は確定申告の写し、固定資産評価額証明及び他の負債状況表の徴求を義務づけ、保証人においても所得証明、固定資産評価額証明の徴求を義務づけています。 また、県民局段階での審査に際し、審査過程を明確にするため、チェックシートの導入を行いました。また審査段階で適切に処理がなされるよう、チェックシートの一部見直しを行いました。</p> | |

| | | |
|--|---|--|
| <p>融資後の手続に関する指摘事項及び意見</p> | | |
| <p>債務者の経営状況を把握する手続を定めることが望まれる。</p> | | |
| <p>融資後に、債務者の経営状況を把握する手続が定められていなかった。一部の債務者については経営状況報告書入手するよう平成15年度に要綱及び内規が改正されているが、今後は少額の債務者を除くすべての債務者から経営状況報告書入手するよう手続を定めることが望まれる。【意見】</p> | <p>要綱において経営状況表の提出を義務づけているのは青年漁業者等養成確保資金（経営開始資金）のみとなっていますが、今後は内規で定めていた貸付額1,000万円以上の義務者についても対象となるよう要綱の改正を行いました。</p> | |

(3) 設備近代化資金貸付金

審査手続に関する指摘及び意見

決算書類の提出がない債務者がいた。

納税証明書の入手にとどまり、決算書の提出がない債務者が4件あった。貸付審査手続上の不備であり、十分注意が望まれる。【意見】
なお、平成14年度以降は、支援センターでは融資申込み時に決算書の提出を確実に提出させるよう改善を行った結果、平成14年度及び15年度の債務者の融資審査時には、決算書の提出がなされるようになっていた。

平成14年度以降は、産業支援センターで融資申込時に決算書の提出を義務付けており、全て決算書が提出されています。

決算書が不適正な場合には、適切な修正を実施してから融資判断することが望まれる。

減価償却を実施していない等の決算書のままで、適切な修正を加えることなく経営診断をし、融資を実施していた。「一般に公正妥当と認められる企業会計の基準」に準拠して作成された決算書にもとづき財務状況を判断することが貸付審査手続では重要であるので、決算書が不適正である場合には、適切な修正を実施してから、融資判断を実施することが望まれる。【意見】

平成14年度以降は、決算書が不適正な場合には、適切な修正を実施してから融資判断するようにしています。

債務者の貸倒れリスクに応じて必要な担保を入手することが望まれる。

延滞債権のほとんどが不動産担保の必要のない1,500万円以下の貸付に集中している。延滞債権の早期回収を図るために、債務者の貸倒れリスクに応じて必要な担保を入手することが望まれる。【意見】

債務者の資産状況を調査の上、必要な担保を入手するよう債務者に対して交渉するようにしています。
また、平成14年度以降は、貸付審査会で意見があれば担保を取る等適切な対応をとっています。

融資を実行するにあたっては、その審議過程を議事録に明瞭に残すことが望まれる。

審議内容の簡単な記録と、添付資料として貸付申込み者の経営診断資料が添付されていたが、その経営診断書において、「返済財源 - 返済必要資金」が、マイナスとなっている場合でも、貸付審議会では貸付を実行すると判断した過程が議事録に明瞭に記載されていないケースが見受けられた。「どのような対策を講じることができるから返済財源が確保されたと判断したのか」を議事録に明瞭に残しておくことが望まれる。【意見】

貸付審査会で経営診断資料を基に説明した内容を記録にする等により審議経過が分かるように議事録の内容を平成17年度より見直しています。

融資後の手続に関する指摘及び意見

債務者の財務情報の定期的な入手及び保存が十分でなかった。

「融資後、決算書等を全く入手したことがない」延滞率は12%、「決算書等の保存状況が悪く、全く入手したことがなかったか不明である」延滞率が12%であった。担当部署では債務者からの決算書等の提出に遅延がないかを確認し、債権回収が完了するまでは決算書等の財務情報を保存しておくべきである。【指摘】

貸付先の決算時期に応じて決算書を提出させています。
また、保証人に対しても返済資力を収入及び支出の面から書類で提出させるよう交渉しています。なお、提出のあった決算書等は債権回収が完了するまでは保存します。

債務者等の不動産の処分状況等の把握を定期的に行っていなかった。

| | | |
|---|--|--|
| <p>設備近代化資金貸付金は、1,500万円未満は無担保の融資であることから、債務者等の不動産の処分状況について、競売や譲渡の情報を定期的に入手していなかった。債務者等に不動産の処分状況を定期的に県に報告させることを義務付けることが望まれる。</p> <p>これについては、平成16年度になって、延滞者の債務者及び連帯保証人の財産保有状況の一斉調査を実施し、強制執行等の準備をしている段階ではある。普段から不動産の処分状況の情報を定期的に入手できる体制を構築することが望まれる。【意見】</p> | <p>債務者を訪問し資産の保有状況について書面で提出を求めるように努めています。</p> | |
|---|--|--|

| | | |
|--|--|--|
| <p>貸付金回収の優先順位付けを行い、県の人的資源の効率的に活用し早期回収を図ることが望まれる。</p> | | |
| <p>財務情報、不動産の処分情報等を定期的に入手し分析することで、回収不能のリスクの高い債務者を予測することができる。回収不能リスクの高い債務者を優先的・重点的に訪問し交渉を行うことで、県の人的資源を効率的に活用し、債権を早期に回収することが望まれる。【意見】</p> | <p>債務者から財務情報、不動産の処分情報等の入手に努め、その財務情報等を分析し、回収不能のリスクの高い債務者を優先的・重点的に訪問し、早期回収に努めています。</p> | |

| | | |
|---|--|--|
| <p>延滞後の手続に関する指摘及び意見</p> | | |
| <p>債務者への債務通知に遅延利息を含めることが望まれる。</p> | | |
| <p>遅延利息については、債務者から徴収している場合としていない場合が見受けられ、その取扱いが統一化されていない。債務者への債務通知には金銭消費貸借契約書に記載されている遅延利息も別途記載し、遅延すると金利負担が重くなるという意識を持たせ、返済する動機付けに利用することが望まれる。【意見】</p> | <p>すべての債務者に違約金を徴収していく方向で取り扱っていますが、債務者等との交渉により、画一的な方法ではなく相手の状況も勘案した上で、違約金徴求の判断を行い、適正に処理しています。</p> | |

(4) 中小企業高度化資金貸付金

| | | |
|--|--|--|
| <p>審査手続に関する指摘及び意見</p> | | |
| <p>返済能力に見合った償還期限となるよう融資額を調整することが望まれる。</p> | | |
| <p>償還期限が申請時の決算書から計算される償還能力より短く設定され、早晩、資金繰りに窮することが予想されるケースがあった。中小企業者等の場合、資本が弱小であるため、手元資金が薄く、償還期間が相当長期でないと償還資金が不足しがちになる。償還期限を長くすることについては制度上の上限があるので、返済能力に見合った償還期限となるよう融資額を調整することが望まれる。【意見】</p> | <p>中小企業高度化資金における融資期間は、最長20年です。</p> <p>現在、定期償還中の昭和62年度からの貸付においても、3件が最長の期間ではありませんが、それ以外の170件余は20年で契約しており、債務者の状況を把握した措置をとっています。</p> | |

| | | |
|--|--|--|
| <p>申請時から貸付実施までに要する時間が長すぎる。</p> | | |
| <p>貸付の申請から実施に長時間を要したため、その間に経済環境が変化し、融資の効果が発現しないままに、債務の延滞が生じた事例があった。貸付の実行はスピーディーに実施していくことが望まれる。【意見】</p> | <p>組合からの事業計画作成、診断、貸付と通常約3年が必要ですが、中小企業基盤整備機構に対し期間短縮を要望するとともに、県の審査期間を短縮するため適切な指導を行っています。</p> | |

融資後の手続に関する指摘及び意見

連帯保証人全員の不動産の処分状況等の定期的な把握が望まれる。

延滞発生後、連帯保証人の住民票転居地まで訪問したが、所在を確認することができなかったケース等があった。融資後から債務者だけでなく連帯保証人全員の財産の定期的な聞き取り調査や、必要によっては最新の登記簿謄本の入手を実施し、担保余力を定期的に把握することが望まれる。
【意見】

延滞発生後、登記簿を入手しています。しかし、現在、固定資産評価証明書の手入が困難であるため担保余力の判断が難しくなっています。
また、担保で残債を処理しきれないと考えられる場合は、連帯保証人に交渉し最終的には強制執行を行います。

県の決算審査提出資料と貸付金の管理簿集計表との間に、差異があるべきではない。

決算審査提出資料の延滞金額と農水商工部金融室が作成している貸付事業の「高度化資金償還金収入状況」(貸付金管理簿集計表)の延滞金額とが不一致であった。【指摘】

決算時期の手続のずれであり、今後はこのようなことのないよう処理を徹底しました。
また、システムを改良し迅速に適切な管理を行っています。

延滞後の手続に関する指摘及び意見

追加融資や償還条件変更は、完済できる計画にもとづくものでなければならない。

追加融資を実施している場合で、最後の貸付を申請した時点の決算書において年間償還額を上回るキャッシュ・フローが既にあるケースがあった。中小企業高度化資金貸付金の手引に従い、追加融資や償還条件変更は、完済できる計画にもとづくものでなければならない。【指摘】

診断を行っている時点と貸付を行う時点でのずれがあることと、経済環境の変化により組合の状況が変化することはやむを得ないと考えており、そのような場合においても完済できる計画書を提出させています。

追加融資を行う場合には、貸倒れリスクに応じて追加担保を徴求ことが望まれる。

上記の事例のように年間償還額を上回るキャッシュ・フローがなく、借入金の回収が懸念される場合には、リスクに応じて連帯保証人からの追加担保の徴求を図るなど、債権の保全をあらかじめ図ることも望まれる。【意見】

貸付時において貸付対象物件だけでは、担保価値が十分でない時は、個人資産を担保提供させており、詳細な状況判断を行い、適切な債権保全を図っています。

長期にわたり、回収の目途が立たない場合は、速やかに担保の強制執行等を実施し、回収できない額があれば回収不能額を確定し不納欠損処理をすべきである。

延滞発生後10年以上といった長期にわたり、回収の目途の立たない事例があった。このような場合は、速やかに担保について強制執行等を実施し、回収できない額があれば回収不能額を確定し不納欠損処理をすべきである。【指摘】

現在、法的措置については検討しているところであり、回収できない額が確定すれば不納欠損処理を行っていきます。

債務者への債務通知に遅延利息を含めることが望まれる。

遅延利息については、債務者から徴収している場合としていない場合が見受けられ、その取扱いが統一化されていない。債務者への債務通知には金銭消費貸借契約書に記載されている遅延利息も別途記載し、遅延すると金利負担が重くなるという意識を持たせ、返済する動機付けに利用することが望まれる。【意見】

すべての債務者に違約金を徴収していく方向で取り扱っていますが、債務者等との交渉により、画一的な方法ではなく相手の状況も勘案した上で、違約金徴求の判断を行い、適正に処理しています。

(5) その他、農水商工部に共通する意見

債務者情報の一元管理の範囲の拡大が望まれる。

債権管理の観点からは各貸付事業の債務者情報や納税状況等をデータベース化し一元管理を行うことが有効である。しかし、延滞情報の一元化について、現状では十分とは言えない。債権管理の有効性を高めるためには、県が利子補給を行っている貸付事業についての債務者情報や債務者の納税情報まで、一元管理の範囲を拡大することが望まれる（むろん、その場合も本人の事前の同意が前提となる）。【意見】

債務者情報の一元管理については、個人情報保護法との関係もありますが、今後の検討課題であると考えています。

2 健康福祉部における個別詳細検討結果

(1) 高齢者住宅整備資金貸付金

審査手続に関する指摘及び意見

「貸付の申請に関する書類」が保管されていない貸付があった。

整備資金貸付申請書、改築工事計画書、住民票の写し、所得証明書など、貸付の申請に関する書類一式が保管されていない事例があった。返済が完了するまでは、当然に保管しておくべきものであり、今後は紛失等のないよう、適切に管理するべきである。【指摘】

指摘の貸付金は昭和56年2月に貸付決定を行いましたが、高齢者住宅整備資金貸付金は平成8年度の貸付をもって廃止しています。貸付実行にあたっては、書類一式を正確に整理した上で、適切に保管・管理しています。

債務者の所得額が無いにもかかわらず、処分可能資産を検討した履歴が見当たらなかった。

債務者の所得額がゼロにもかかわらず貸し付けているケースがあった。所得が無ければ処分可能資産の状況について把握した上で貸付を行うべきであったが、それを検討している資料は見当たらなかった。【指摘】

指摘の貸付金は平成7年に貸付決定を行いましたが、高齢者住宅整備資金貸付金は平成8年度の貸付をもって廃止しました。貸付実行にあたっては、指摘の調査を踏まえ回収可能性を検証します。

融資後の手続に関する指摘及び意見

「工事の完成に関する書類」として「整備資金増（改）築・改造工事完成届」の無いものがあった。

「工事の完成に関する書類」は、貸付金が目的使用されたか否かを判断するために必要な書類であり、これが保管されていなければ、貸付金の適切な使用がなされたのか否かが判断できなくなる。したがって、適切に保管すべきであった。【指摘】

指摘の貸付金は平成7年に貸付決定を行いましたが、高齢者住宅整備資金貸付金は平成8年度の貸付をもって廃止しました。貸付実行にあたっては、指摘の書類を含め、きちんと整理した上で、適切に保管・管理しています。

延滞後の手続に関する指摘及び意見

「滞納整理台帳」への調定額や収納額の記載が適切になされていないものがあった。

「滞納整理台帳」は貸付金の回収管理に不可欠の書類であり、そこにおける調定額・収納額の適切な記載は、回収督促・情報収集等を行うための基礎となるものである。今後の滞納未収金回収管理を適切に行うために、当該サンプルに限らず全ての「滞納整理台帳」について記載の正確性を点検すべきである。【指摘】

すべての「滞納整理台帳」について、調定額及び収納額の記載漏れがないか、過去に遡って点検・確認を行いました。また、生じる調定額及び収納額については、その都度記載し、年1回の点検をしています。

(2) 障害者住宅整備資金貸付金

審査手続に関する指摘及び意見

「貸付けの申請に関する書類」について「所得証明」の代わりに「納税証明」が添付されているものがあった（「三重県高齢者住宅整備資金及び障害者住宅整備資金貸付条例施行規則」の規定と異なる）。

「貸付けの申請に関する書類」について「所得証明」の代わりに「納税証明」が添付されているものがあったが、「三重県高齢者住宅整備資金及び障害者住宅整備資金貸付条例施行規則」の規定では、整備資金貸付申請書の添付書類として「申請者の前年の所得の額についての市町村長の証明書」と明確に記載されており、これと異なる取扱いをしたことになる。【指摘】

当貸付事業は、平成8年度で廃止されていますが、今後、他の事業で同様の証明書の添付が必要な場合は、誤りのないようにしています。

「障害者住宅整備資金借用書」に押印されている連帯保証人の印と「印鑑登録証明書」の印とで異なるものがあった。

「障害者住宅整備資金借用書」に押印されている連帯保証人の印と「印鑑登録証明書」の印とで異なるものがあった。これらの印が異なるということは、借用書に記載されている連帯保証人が、本当に連帯保証をしているのかが疑わしいことになる。借用書について印鑑登録証明書と一致していないものは受理すべきではなかった。【指摘】

当貸付事業は、平成8年度で廃止されていますが、今後は、他の事業において「借用書」を徴収する場合は、誤りがないように確認を行っています。

延滞後の手続に関する指摘及び意見

「滞納整理台帳」への調定額や収納額の記載が適切になされていないものがあった。

「滞納整理台帳」は貸付金の回収管理に不可欠の書類であり、そこにおける調定額、収納額の適切な記載は、回収督促、情報収集等を行うための基礎となるものである。今後の滞納未収金回収管理を適切に行うために、当該サンプルに限らず全ての「滞納整理台帳」について記載の正確性を点検すべきである。【指摘】

すべての「滞納整理台帳」について、調定額及び収納額の記載もれがないか過去に遡って改めて点検を行いました。また、今後生じる調定額及び収納額についても正確に記載していきます。

平成15年度において「年間未収金整理実施計画（結果）報告書」が作成されていなかった。

「健康福祉部未収金徴収事務の手引き」にて「年間未収金整理実施計画（結果）報告書」を作成することが規定されているが、平成15年度においてそれが作成されていなかった。当該報告書は、滞留未収金の徴収管理を計画的に実施するために必要不可欠のものであり、今後は適切に作成し、それに基づいて適切な徴収管理を実施すべきである。【指摘】

「年間未収金整理実施計画報告書」を作成するとともに、今後は、このようなことがないように計画に沿った徴収管理に努めます。
なお、平成15年度の「年間未収金整理実施計画結果報告書」及び平成16年度「年間未収金整備実施計画報告書」は、作成済みです。

(3) 母子及び寡婦福祉資金貸付金

審査手続に関する指摘及び意見

「母子（寡婦）福祉資金貸付審査基準」にて申請書に「添付すべき」とされている書類について、貸付申請書に添付されていないものがあった。

「母子（寡婦）福祉資金貸付審査基準」にて申請書に「添付すべき書類」として規定されているもの（貸付申請に必要な書類で「各種資金共通」の

「母子（寡婦）福祉資金貸付審査基準」に照らして、「添付すべき書類」に漏れがないかどうかを充分確認するよう、各市・各県民局に周知し、本

| | | |
|---|---|--------------------|
| もの)について、貸付申請書に添付されていないケースがあった。【指摘】 | | 庁においても充分チェックしています。 |
| 金融機関届に金融機関の証明(印)の無いものがあった。 | | |
| 金融機関届に金融機関の証明(印)の無いものがあった。「送金先金融機関届」は債務者本人が適切に金融機関に口座を開設したことを確認するための書類であり、金融機関の証明印のないものは、当該確認のできないまま貸付を行ってしまったことになる。今後は、必ず証明印の確認を行った後に貸付を行うべきである。【指摘】 | 「送金先金融機関届」に金融機関の証明印があるかどうか十分確認し、証明印がないものについては、申請者に再提出を求めるよう各市・各県民局に周知し、本庁においても充分チェックしています。 | |
| 「母子(寡婦)福祉資金貸付審査基準」にて、「再貸付」の規定に反する貸付があった。 | | |
| 「母子(寡婦)福祉資金貸付審査基準」にて、「再貸付」ができるケースを限定しているが、それに抵触する貸付(別に貸付けた貸付金の償還に滞納がある場合)が存在した。今後は審査手続の際に、上記の規定を遵守して貸付を行うべきである。【指摘】 | 平成16年度において、償還者ごとの貸付件数、償還状況の確認が迅速にできるよう、システムを改善しました。また、再貸付を行う際は、適正な審査手続を行っています。 | |
| 融資後の手続に関する指摘及び意見 | | |
| 連帯保証人が貸付時から変更されているにもかかわらず、変更のための書類が添付されていなかったものがあった。 | | |
| 連帯保証人が貸付申請時から変更されているにもかかわらず、変更のための書類が添付されていないものがあった。連帯保証人を変更するに当たっては「連帯保証人変更届」にて、申請手続を行い、所定の承認を受けた後に変更すべきである。しかし、このケースでは、それらの一連の手続きが行われたことが分かるような書類が保管されていなかった。今後は適切に処理されるべきである。【指摘】 | 連帯保証人の変更がある場合、貸付申請者に「連帯保証人変更届」の提出を求め、変更後の連帯保証人の年齢、収入等を総合的に審査した上で、連帯保証人として適正であるかどうか判断し、変更を承認するかどうかを決定しています。また、書類の保管についても適正に行っています。 | |
| (4) その他、健康福祉部に共通する意見 | | |
| 各延滞金額に対して延滞利息を計算し、延滞者に通知することが望まれる。 | | |
| それぞれの貸付金について延滞利息を付すことになっているが、実際には全く延滞金利が計算されていない。延滞金利は延滞に対するペナルティであり、遅延すると金利負担が重くなるという意識を持たせるよう、各延滞金額に対して延滞利息を計算し、延滞者に通知することが望まれる。【意見】 | 滞納者への督促状及び催告状に延滞利息がかかることを明記し、早期の納付を促すとともに、延滞利息額を別途通知することとしました。 | |
| 「健康福祉部所掌未収金対策連絡会議」等の組織を活用し、効果の上がる未収金徴収の実施が望まれる。 | | |
| 健康福祉部では、「健康福祉部所掌未収金対策連絡会議」「健康福祉部所掌未収金対策連絡会議幹事会」を設置することとしているが、実際には当該2つの機関は常設で活動するものではなく、いままでほとんど機能していない。また、連絡会議の下で、本庁又は地域機関毎に「徴収管理事務推進機構」を設置しているが、実際は当該機構の業務は、職員の未収金徴収に関する本来業務との区別がつかず、組織としての体裁になっていない。今後は、以上のような組織を活用し、組織的に、効果の上がる未収金 | 現行の未収金対策組織が現実の業務に即していない点を見直し、下記のとおり効率的で機動的な体制に変更しました。 ・本庁・地域機関で組織していた「徴収管理事務推進機構」を廃止し、徴収管理業務は所属の本来業務としました。 ・健康福祉部長の諮問機関的な位置づけにあった「未収金対策連絡会議」を、部長を議長とする「未収金対策会議」に改め、部長が直接債権管理にかかる重要事項の審議に関わることとしました。 | |

| | | |
|---|---|--|
| 徴収を実施することが望まれる。【意見】 | ・従来から行っていた「未収金事務担当者会議」を「未収金対策会議幹事会」に改め、所属間の情報共有等を図りました。 | |
| 連帯保証人に対する貸付金返済の催告が僅かしか行われていないが、借受人と同様に実施していくことが望まれる。 | | |
| 連帯保証人に対して貸付金返済の催告をしている例も僅かにはあるが、全ての連帯保証人に対して定常的に実施しているわけではない。連帯保証人に対して、貸付金の返済を求めることは、法律上なにも問題が無く、債権回収の有効な手段であることから、これからは借受人とともに連帯保証人に対しても貸付金返済の催告を実施していくことが望まれる。【意見】 | 徴収管理事務取扱要綱及び要綱の運用方針を改訂し、借主において返済が困難なものについては、連帯保証人に催告及び請求していくためのマニュアルを作成しました。 | |
| 現状では強制執行が実施されていないが、機動的に強制執行を実施できる判断基準を設けることが望まれる。 | | |
| 「健康福祉部未収金徴収事務の手引き」にて「悪質な債務者に対しては、必要に応じて滞納処分または強制執行の実施を検討するものとする。」と記載されているが、いまだかつて、一回も強制執行を実施していない。強制執行は資金を回収するための有効な手段であり、借入金の返済を適切に行っている誠実な債務者との公平等を考慮して、強制執行を状況に応じて実施すべきではないかと考える。一度も返済を行っていない債務者を「悪質な債務者」と定義するなどし、機動的に強制執行を実施できる判断基準を設けることが望まれる。【意見】 | 強制執行の対象となる債務者についての判断基準を定めるとともに、強制執行を行う上での実務的な手続について、マニュアルを作成しました。 | |
| 金額基準などを設定し、貸付金回収の優先順位付けを行い、限られた人的資源を有効に活用することが望まれる。 | | |
| 健康福祉部では限られた人員で貸付金の滞納整理が実施されている。したがって、効率的に債権回収業務を行わなければ効果は上がらないため、滞納整理の重点化を図る必要がある。これには、金額基準あるいは滞納年数基準などを設定し、貸付金回収の優先順位付けを行い、限られた人的資源を有効に活用することが望まれる。【意見】 | 返済状況に応じて債務者を5段階に分類し、徴収の優先順位をつけることにより、効率的に徴収を行うこととしました。 | |
| 滞納整理業務について、「緊急地域雇用創出特別基金事業」が平成16年度で終了することから、少なくとも現状の体制から後退しないようにすることが望まれる。 | | |
| 貸付金の滞納整理は実質上「緊急地域雇用創出特別基金事業」により雇用した嘱託職員が中心となって行っているが、この制度も平成16年度で終了することから、滞納整理業務に関して、平成17年度以降においても、現状の体制から後退しないようにすることが望まれる。【意見】 | 平成17年度は県単独事業で3名の未収金管理事務嘱託員を雇用し、電話督促や訪問徴収を行っています。 平成18年度も引き続き嘱託員を雇用しています。 | |
| 今までは、時効成立以外の不納欠損処理を実施していなかったが、回収可能性の判断について慎重を期した上で不納欠損処理を実施することが望まれる。 | | |
| 時効成立以外の不納欠損処理を今までは実施していなかった。回収可能性のきわめて低い所在不明者に対する貸付金を正常債権として位置づけて管理していることは、県民に対する説明責任の観点からは不適切であり、回収可能性の判断について慎重を期した上で不納欠損処理を実施することが望まれる。【意見】 | 債権の消滅時効期間が経過し、所在が不明の者については、市町への照会、現地での聴き取り調査等を実施し、慎重に所在不明の確認をした上で、不納欠損処分を行っていきます。 | |